

議第66号

港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

広島県と呉市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更することについて、広島県と協議する。

広島県と呉市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する規約

広島県と呉市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 広島県（以下「甲」という。）は、地方港湾蒲刈港，地方港湾川尻港，地方港湾釣士田港及び地方港湾御手洗港の港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に定める港湾施設（水域施設，外郭施設及び航行補助施設を除く。）をいう。以下「委託施設」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を呉市（以下「乙」という。）に委託する。 (1) 略 (2) 委託施設に係る地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第238条の4第4項</u> の規定による使用許可に関する事務 (3) 略	第1条 広島県（以下「甲」という。）は、地方港湾蒲刈港，地方港湾川尻港，地方港湾釣士田港及び地方港湾御手洗港の港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に定める港湾施設（水域施設，外郭施設及び航行補助施設を除く。）をいう。以下「委託施設」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を呉市（以下「乙」という。）に委託する。 (1) 略 (2) 委託施設に係る地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第238条の4第7項</u> の規定による使用許可に関する事務（ <u>プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）第2条第1号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務を除く。</u> ） (3) 略

付 則

この規約は、広島県と呉市との協議が成立した日から施行する。

（提案理由）

広島県港湾施設管理条例の一部改正に伴い、広島県と呉市との間における港湾管

理事務の事務委託に関する規約の一部を変更することについて広島県と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する。